

けんぽQ & A Series 27

Q 子どもが生まれて、出産費用を支払ったのですが、42万円未満でした。家族出産育児一時金は42万円と聞きましたが、差額はどうなりますか？

A 差額も健保組合からお支払いたします。

出産された医療機関で、「出産育児一時金の医療機関直接支払制度について」の同意文書と「出産費用明細書」をいただいたと思います。

1) 直接支払制度に同意した場合

◆ 出産費用が42万円を超えたとき

個人負担は、実質かかった金額から42万円を引いた額を支払うことになり、医療機関から健康保険組合へ42万円の請求がきます。

例) 出産費用 56万円のとき

個人負担は $56\text{万円} - 42\text{万円} = 14\text{万円}$ となり
健保負担は42万円となります。(医療機関へ支払)

◆ 出産費用が42万円未満のとき

個人負担は、0円となり実質かかった金額は医療機関から健康保険組合へ請求がきます。

例) 出産費用 35万円のとき

個人負担は0円で、健保負担は35万円となります。(医療機関へ支払)

尚、ここでご質問の回答となります、差額の支払いは

ご本人が「本人・家族出産育児一時金等内払金支払依頼書」に必要事項を記入捺印のうえ、「直接支払制度の合意文書」と「出産費用明細書」を添付の上、健康保険組合へ提出ください すると・・・

$42\text{万円} - 35\text{万円} = 7\text{万円}$ (健保組合から個人への支払い)
差額は支給できます。

2) 直接支払制度に同意しない場合

「(家族)出産育児一時金支給請求書」と「直接支払制度の合意文書」「出産費用明細書」を提出してください。

産科医療制度加入の医療機関：42万円(未加入の場合39万円) 支給となります。